

2015年度
関西学院大学ロースクール
C日程

一般入試（法学既修者）

憲法問題

《9:30～11:30》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【憲法問題】

次の文章 [1]・[2] を読んで [問] に答えなさい。

[1]

憲法 25 条を具体化する生活保護法の第 1 条、第 2 条は、その対象を「すべて (の) 国民」と定めている。

同法には、生活保護受給権を外国人について排除する規定（いわゆる国籍条項）はないが、同法は外国人には適用されないものとされてきた。

しかし、1950 年と 54 年の厚生省（当時）の通達及びこれら通達による対象者を限定した 1990 年の口頭による行政措置（一般に「1990 年限定措置」と呼ばれる）によって、現在は、出入国管理及び難民認定法による永住者、永住者の配偶者、日本人の配偶者や難民として認定された者、特別永住者（在日韓国人、在日朝鮮人、在日台湾人）などに限って、外国人にも生活保護法を準用するとされている。

[2]

X は、出入国管理及び難民認定法による永住者としての在留資格をもつ外国人である。

X は、親族間のトラブルに巻き込まれ全財産のほとんどを失い生活に著しく困窮することになったことから、在住する A 市の社会福祉事務所に生活保護を申請した。しかし、同社会福祉事務所長は、X の困窮度は生活保護を必要とする程度にはなっていないとしてこの申請を却下した。

これを不服とする X は不服を申立てたが、生活保護法は外国人には適用はなく、永住外国人であっても同様であり、政府が永住外国人等に同法が準用されるとしているのはあくまで行政の裁量による恩恵的措置であって、X の申請が認められなかったとしてもそれに不服を申立てることはできないとして X の申立ては却下された。

X はこれに承服できず提訴しようと考えている。

[問]

X が裁判所で主張するであろう憲法上の論点を踏まえて、この事例についてあなたの考えを述べなさい。

（なお、行政事件訴訟法上の問題については触れなくてよい。）